

島根県報

第一、三九六号

平成十四年八月二十三日
(金曜日)

都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)一一一
--------------	------------

告 示

目 次

告 示

身体障害者福祉法の規定による医師の指定

企業の農業法人育成推進利子補給金交付要綱の一部改

正 换地処分

保全林の指定の解除(四件)

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改

正 島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改

島根県漁業近代化促進支援資金利子補給事業実施要綱の一部改

正 島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改

島根県漁業近代化促進支援資金利子補給事業実施要綱の一部改

正 島根県漁業近代化促進支援資金利子補給事業実施要綱の一部改

島根県漁業近代化促進支援資金利子補給事業実施要綱の一部改

(管総務課)一二七

(審査課)六六六

(漁港課)五六五

(用地対策課)五五五

(農業管理課)三四四

(森林整備課)二二二

(農業振興課)一一一

(農業振興課)一一一

(農業振興課)一一一

(農業振興課)一一一

島根県告示第七百五十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年島根県規則第十七号)第二条の規定により告示する。

平成十四年八月二十三日

島根県知事 澄田信義

島根県知事 澄田信義

医師の氏名 診療科目 従事する医療機関 指定年月日

浦上慎司	泌尿器科	内科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ一〇三一	平成十四年七月三十日
島根県立大学医学部附属病院	島根医科大学	出雲市塩治町八九一一		平成十四年七月三十日	

島根県告示第七百五十四号

企業の農業法人育成推進利子補給金交付要綱(平成十四年島根県告示第三百八十四号)の一部を次のように改正する。

平成十四年八月二十三日

島根県知事 澄田信義

第三条の表中

島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表

財團法人都道府県会館の災害共済事業経営状況の公表

二 認定農業者育成確保資金（認定農業者育成確保資金融通措置要綱（平成十三年五月一日付け十三経営第三百五十七号農林水産事務次官依命通知）第二に規定する資金をいう。以下同じ。）
三 農業経営基盤強化資金（農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号。以下「公庫法」という。）別表第二第一号に規定する資金をいう。以下同じ。）

第五条中「及び認定農業者育成確保資金」を削る。

附 則

- 1 この告示は、平成十四年八月二十三日から施行する。
- 2 平成十四年八月二十三日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和三十七年島根県規則第一号）第四条の規定に基づく利子補給の承認を受けている認定農業者育成確保資金については、なお従前の例による。

島根県告示第七百五十五号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十四年八月九日付で県営土地改良事業に係る稻原地区第一工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十四年八月二十三日

島根県知事 澄田信義

を

二 農業経営基盤強化資金（農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号。以下「公庫法」という。）別表第二第一号に規定する資金をいう。以下同じ。）

に改める。

- 島根県告示第七百五十七号
- 一 解除に係る保安林の所在場所
江津市有福温泉町六二〇
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第七百五十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十三日

島根県知事 澄田信義

- 島根県告示第七百五十七号
- 一 解除に係る保安林の所在場所
大田市三瓶町多根字天井原一一二の三（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
火災の防備
 - 三 解除の理由
国立公園事業用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十三日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所
江津市二宮町神主一九二八の四六、一九二八の四七
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
電気通信施設用地とするため

島根県告示第七百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十三日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所
簸川郡多伎町大字多岐一六一七の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
電気通信施設用地とするため

島根県告示第七百六十号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成十三年島根県告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成十四年八月二十三日

別表第二中

島根県知事 澄田信義

年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト
年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト
年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト
年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト
年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト	年一・二二五 パーセント ト

を

パ 年 一 セ ン ト 二 五	一	パ 年 一 セ ン ト 二 五	ト (新規着業者 に貸し付ける ものにあつて る)パ ー セ ン ト 二 五	パ 年 一 セ ン ト 二 五	ト (新規着業者 に貸し付ける ものにあつて る)五 パ ー セ ン ト 二 五	パ 年 一 セ ン ト 二 五	ト (新規着業者 に貸し付ける ものにあつて る)五 パ ー セ ン ト 二 五	セ 年 一 セ ン ト 九 パ ー	一
パ ー セ ン ト ○ 五	一	パ 年 一 セ ン ト ○ 五	ト (新規着業者 に貸し付ける ものにあつて る)パ ー セ ン ト ○ 五	パ 年 一 セ ン ト ○ 五	ト (新規着業者 に貸し付ける ものにあつて る)五 パ ー セ ン ト ○ 五	パ 年 一 セ ン ト ○ 五	ト (新規着業者 に貸し付ける ものにあつて る)五 パ ー セ ン ト ○ 五	セ 年 一 セ ン ト 七 パ ー	一
パ 年 一 セ ン ト 二 五	パ 年 一 セ ン ト 二 五	パ 年 一 セ ン ト 二 五	パ 年 一 セ ン ト 二 五	パ 年 一 セ ン ト 二 五	パ 年 一 セ ン ト 二 五	パ 年 一 セ ン ト 二 五	パ 年 一 セ ン ト 二 五	セ 年 一 セ ン ト 九 パ ー	パ 年 一 セ ン ト 二 五
パ ー セ ン ト 四 五	パ 年 ○ セ ン ト 四 五	パ 年 ○ セ ン ト 二 五	パ 年 一 セ ン ト 二 五	パ 年 ○ セ ン ト 四 五	パ 年 ○ セ ン ト 四 五	パ 年 ○ セ ン ト 四 五	パ 年 ○ セ ン ト 四 五	セ 年 一 セ ン ト 九 パ ー	セ 年 一 セ ン ト 四 パ ー
パ ー セ ン ト 四 五	パ 年 ○ セ ン ト 四 五	パ 年 ○ セ ン ト ○ 五	パ 年 一 セ ン ト ○ 五	パ 年 ○ セ ン ト 四 五	パ 年 ○ セ ン ト 四 五	パ 年 ○ セ ン ト 四 五	パ 年 ○ セ ン ト 四 五	セ 年 一 セ ン ト 七 パ ー	セ 年 一 セ ン ト 四 パ ー

に改め

島根県告示第七百六十一号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

平成十四年八月二十三日

島根県知事 澄田信義

別表中	年一・七パーセント以内	年一・五パーセント以内
年一・八五パーセント以内	年一・八五パーセント以内	年一・五パーセント以内
年一・七パーセント以内	年一・五パーセント以内	年一・五パーセント以内
年一・七パーセント以内	年一・五パーセント以内	年一・五パーセント以内
を		

に改める

別表中

年一・五パーセント以内
年一・五パーセント以内
年一・五パーセント以内

附
則

この告示は、平成十四年八月二十三日から施行する。

この告示は、平成十四年八月二十三日から施行する。

10

附
目

この告示は、平成十四年八月二十三日から施行する。

1

この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成十四年七月五日以後に貸し付けられた別表第一の上欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

この告示は、平成十四年八月二十三日から施行する。

2

島根県報

島根県告示第七百六十二号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百六十号）の一部を次のように改正する。

平成十四年八月二十三日

島根県知事 澄田信義

第五条第二号中「一・七パーセント」を「一・五パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成十四年八月二十三日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、

平成十四年七月五日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第七百六十三号

島根県漁業経営高度化促進支援資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百七十号）の一部を次のように改正する。

平成十四年八月二十三日

島根県知事 澄田信義

第五条中「一・七パーセント」を「一・五パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成十四年八月二十三日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県漁業経営高度化促進支援資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十四年七月五日以後に貸し付けられた島根県漁業経営高度化促進支援資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営高度化促進支援資金については、なお従前の例による。

島根県告示第七百六十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣工認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年八月二十三日

島根県知事 澄田信義

一 竣功認可の年月日
平成十四年八月八日

二 竣功認可を受けた者
松江市殿町一等地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

三 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

浜田市原井町三〇一五番及び三〇四九番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点と②の地点とを結んだ線、②の地点と③の地点とを結ぶ春分秋分の満潮位（D・Lプラス〇・六〇メートル）における公有水面と陸地との境界線及び、③の地点と①の地点とを結ぶ春分秋分の満潮位（D・Lプラス〇・六〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点 日和山三等三角点（北緯三四度五三分五〇秒四七一、東経一三三一度〇四分一二秒二六五）から一八四度五一一分〇九秒、九三八・〇三メートルの地点

②の地点 ①の地点から一七七度三分〇五秒、七〇・一〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から三三五度〇一分二七秒、八七・三一メートルの地点

(3) 面積

一、三四九・六〇平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 免許の年月日及び番号

平成十三年一月二十四日 漁港第二五号

六 閲覧場所

島根県農林水産部漁港課、浜田水産事務所及び浜田市役所

島根県告示第七百六十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年八月二十三日

島根県知事 澄田信義

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の名称	調査を行つた	
			地籍図	地籍簿
金城町	益田市	平成九年十月 四年度	三十三枚	一冊
	益田市	平成九年十月 四年度	七枚	高津2—3
		百二十三枚		平成十四年八月八日
		1冊		平成十四年八月八日
		今福V		平成十四年八月八日

島根県告示第七百六十七号

次の者から島根県収入証紙の売りさばき場所等を変更した旨届出があった。

平成十四年八月二十三日

島根県知事 澄田信義

指定年月日	番号	新
昭和三十七年九月二十日	八六八	
鹿足郡日原町 大字左鎧九四 三番地	鹿足郡日原町 大字左鎧九四 三番地	新
会長 水津 延秀	鹿足郡日原町 大字内美五 一八番地一	新
会長 青木 嶽	鹿足郡津和野 町大字内美五 一八番地一	旧

三 起業地
イ 収用の部分

島根県松江市浜乃木町字友田及び字二ツ繩手地内

島根県松江市乃白町字尻細、字後友田、字田和、字友田、字薬師及び字薬師前地内

島根県松江市浜乃木七丁目地内

ロ 使用の部分
口 なし

四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

松江市役所

- 一起業者の名称
松江市
- 事業の種類
松江市立病院、松江市保健福祉総合センター建設並びにこれに伴う市道学校田和線及び国有水路付替工事

島根県知事 澄田信義

公 告

島根県情報公開条例（平成十二年島根県条例第五十二号）第三十七条の規定により、平成十三年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成十四年八月二十三日

島根県知事 澄田信義

一 公文書公開の状況

(一) 請求及び申出の窓口別内訳

(単位…件)

(二) 請求及び申出の処理状況

区 分	公 開	部 分 公 開	非 公 開	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	却 下	取 下 げ	検 討 中	計
申 出	三四五	一、四八〇	六	一	六	四	九	一、九〇五	一〇
計	三五一	一、四八六	六	七	六九	四	一	一、九三三	五一
三五二	一、四八六	六	一	六	六五	四	一	一、九〇五	一八
三五三	一、四八六	六	一	六	六五	四	一	一、九〇五	一八

(単位…件)

注 一件数の合計は、(一)の「公文書」の件数の合計と一致する。

二 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

三 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

(三) 請求及び申出者等の内訳

(単位…人又は団体)

区 分		請求及び申出者等
県内に住所を有する者	本 庁	三〇
県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	地方機関	三四四

(四) 請求及び申出の実施機関別内訳

(単位…件)

請	出	計	計	計	計
県内に存する学校に在学する者	本 庁	九	九	一〇	一〇
実施機関が行う事務又は事業に直接の利害関係を有するもの	地方機関	九	九	一	一
注 「計」の数は、(一)の「受付」の件数の合計と一致する。	計	三六八	一四	三四四	一九三三

知 察									
土	商	農	健	環	企	総	知	実	施
木	工	林	康	境	画	務	事	機	機
九	三	三	一	六	三	一〇	七	八〇	八
九	九	三	一	六	三	一〇	五	五	八
五	三	一	五	六	五	一〇	七	六三一	六三一
四	九	一	六	九	八	一	四	一七七	一七七
二	一	一	二	四				一八	一八
一	一	四	四					九	九
二		七						九	九
一〇一	三	三	一	七	四	二	一	八二六	八二六
五	三	三	一	五	六	九	二	六四〇	六四〇
五	一	六	一	〇	五	二	一	一八六	一八六

(五) 非公開理由の内訳
注 件数の合計は、(一)の「公文書」の件数の合計と一致する。

(单位:件)

計	内水面漁場管理委員会	海区漁業調整委員会	收用委員会	地方労働委員会	警察本部長	公安委員会	監査委員会	人事委員会	選舉管理委員会	教育委員会	議會	企	出	
												業	納	
一、九〇五						五〇三	一〇			一五	五四	一五		九四
一、五八一						五〇三	一〇			一五	四〇七	一五		九四
三四四												一四七		
一八														
九														
九														
一、九二三						五〇三	一〇			一五	五四	一五		九四
一、五九〇						五〇三	一〇			一五	四〇七	一五		九四
三三三												一四七		

第五号	国等との協力関係情報	三
第六号	意思形成過程情報	四
第七号	行政執行情報	四
第八号	合議制機関等情報	三
計		
	三九七	三
	七	三
	四〇四	三

一件数は、公文書非公開決定通知書の「公開しない理由」欄並びに公文書部分公開決定通知書及び公文書責任意公開回答書の「公開しない部分及びその理由」欄に記入された数をいう。

第五号 審議、検討又は協議等に関する情報
第六号 事務、事業に関する情報
旧条例第九条第一号 法令秘情報
第二号 固人情報

第三号 事業活動情報

二 「旧条例」は、島根県情報公開条例（平成六年島根県条例第一号）をいう。

(六) 公開に伴う写しの交付内訳

写しの種類		白黒 カラ一	一二、七〇七 三九	交付
乾式複写機により複写したもの	印画紙に印刷したもの			
录音カセットテープに複写したもの	ビデオカセットテープに複写したもの			
フロッピーディスクに複写したもの	光ディスクに複写したもの			
光磁気ディスクに複写したもの	光磁気ディスクに複写したもの			
(一) 窓口別内訳				

注 一件数は(一)の「受付」の件数の内数である。

二 「写しの交付」は、交付した写しの枚数である。電磁的記録で用紙以外で写しを交付したものは、媒体種別ごとに別途計上するもので、外数である。

三 情報提供の状況

		区 分		会議開催		公開・非公開の別	会議開催	公開	一部公開	非公開	傍聴者	（単位：回、人）
附屬機関		計	附屬機関に類するもの	計	計							
四五六	一八三	二七三	一八三	一八三	一八三							
二三六	一三九	九七	一三九	一三九	一三九							
一一	三	八	八	八	八							
二〇九	四一	一六八	四一	四一	四一							
一八六	一四四	四二	一四四	一四四	一四四							

四 会議の開催状況

		写しの種類		交付		（単位：枚又は巻）
		カラーカラー	白黒	六一、四七〇	一	
乾式複写機により複写したもの						
用紙に印刷したもの						
印画紙に印画したもの						
録音カセットテープに複写したもの						
ビデオカセットテープに複写したもの						
フロッピーディスクに複写したもの						
光ディスクに複写したもの						
光磁気ディスクに複写したもの						

(二) 情報提供に伴う写しの交付内訳

注 「閲覧」及び「貸出し」の「利用者」は行政資料利用の延人数、「資料」は延冊数をいう。電磁的記録による行政資料の利用は、媒体種別ごとに「資料」欄に別途計上するもので、外数である。

（単位：枚又は巻）五 出資法人の情報公開状況

(一) 申出及び処理状況

人	情報公開を実施している法	回答の内訳		（単位：団体、件）
		法人	法人	
二	公開申出のあった法人	公開申出	公開申出	
		部分公開	非公開	
		不存在	存在	
		拒否	存否応答	
			その他	

- 注 一 「公開申出」は、公開申出書の数をいう。
 二 「回答の内訳」は通知書の数をいう。
 三 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。
 四 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(単位：件)六 異議申出の状況

（繰越）	異議申出		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	検討中	処理内訳		（単位：件）
	認容	一部認容							棄却	却下	

注 一件数は異議申出書の数をいう。

二 「異議申出件数」欄の「（繰越）」は、前年度以前に申出されたもので、内数である。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により、財団法人都道府県会館から平成十三年度の災害共済事業経営状況について次のとおり通知があつたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十四年八月二十三日

島根県知事 澄田信義

一 火災：自動車損害共済事業

分担金その他収入

五、二三三、七〇三千円
二、一九四、一六八千円

災害共済金経費その他支出

一〇、九一六、二八五千円

正味財産

一、〇二三、〇〇三千円

二 水力発電用機械損害共済事業

分担金その他収入

二六八、九三三千円
五、八二二、〇七〇千円

災害共済金経費その他支出

一、〇二三、〇〇三千円

正味財産

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十四年八月二十三日

島根県知事 澄田信義

一(一) 都市計画の種類

(一) 益田都市計画駐車場

(二) 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

二(一) 都市計画の種類

(一) 益田都市計画市街地再開発事業

(二) 縦覧場所

平成十四年八月二十三日印刷
平成十四年八月二十三日発行

発行者

島根県

印刷所
松江市殿町
松江市学園南
島根県
印刷所

定価一箇月 金一千四百二十円（送料共）